

東広島市農業委員会令和7年6月（第6回）総会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月30日（月） 午後2時00分から午後3時30分まで
- 2 開催場所 東広島市役所本館3階 303会議室
- 3 出席委員 22人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	長原 毅	2	久保 伸司	4	脇坂 俊之
5	台川 洋子	6	中務 秀子	7	古川 みどり
8	杉本 源藏	9	柏尾 博明	10	荒谷 義憲
11	村上 義則	12	木原 省五	13	財満 俊子
14	仲伏 英雄	15	高尾 昭臣	16	大月 靖規
17	土井 浩文	18	在間 輝昭	19	古本 啓之
20	橘川 一則	22	高木 昭夫	23	高橋 久雄
24	住井 正美				

- 4 欠席委員 2名

番号	氏名	番号	氏名
3	岡土居 正弘	21	小倉 亜紗美

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 11番 村上 義則 委員 12番 木原 省五 委員

- 7 次第

(1) 開会

(2) 議事録署名者指名

(3) 会期の決定

(4) 議案

議案第29号 地域計画変更（案）に対する意見決定について

議案第30号 利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について

議案第31号 農地利用最適化推進委員（黒瀬第3地区）の委嘱について

- 議案第32号 農地法関係事務処理要領の一部改正について
- 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
- 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 22 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 23 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の専決処分について
- 報告第 24 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
- 報告第 25 号 農地転用（農業用施設）届出の受理について
- 報告第 26 号 農地改良届出の受理について
- 報告第 27 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) 閉会

8 出席者

（農業委員会事務局職員）

事務局長	木 村 勝 美
局長補佐兼農地保全係長	定 井 芳 紀
局長補佐兼農地係長	松 下 健 司
農地保全係主査	合 原 茂 宏
農地係主査	小 田 美 香
農地係主査	豊 田 宏

黒瀬支所産業建設課産業振興係係長	小 田 英 司
福富支所地域振興課産業建設係主査	平 賀 礼 仁
豊栄支所地域振興課産業建設係主任	福 田 博 司
河内支所産業建設課産業振興係主査	木 村 ゆかり
安芸津支所産業建設課専門員	大 下 宏 治

（農業委員会事務局以外の職員）

産業部農林水産課
担い手支援係主事

高 田 純 司

議 長	<p>農業委員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらず総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の日程ですが、総会では議案事項が7件、報告事項が6件となっております。また、総会終了後には意見交換会及び互助会総会の開催を予定しております。引き続き、円滑な議事運営に委員の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、これより令和7年6月総会を開会いたします。</p> <p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中22人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定数に達しており、会議は成立しております。</p> <p>次に、日程第1の議事録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、11番村上委員、12番木原委員を指名いたします。</p>
-----	--

議 長	次に、日程第2の会期の決定についてお諮りいたします。 会期は、令和7年6月30日1日限りとしてよろしいでしょうか。
	< 異議なし >
議 長	それでは、会期は令和7年6月30日1日限りといたします。 これより日程第3の議案審議に入ります。 初めに、議案第29号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」を上程いたします。 この案件は、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明をお願いします。 よろしく願いいたします。
高 田 主 事	私からは、総会議案第29号「地域計画変更（案）に対する意見決定について」ご説明させていただきます。 それでは、本日お配りした資料のうち、2枚目にあります地域計画の変更（案）についてご覧ください。 まず初めに、農業経営基盤強化促進法の改正が令和5年4月に施行されたことに伴い、人・農地プランが法定化されたため、市街化区域を除く全ての農地を対象に地域農業の将来の在り方と農地利用に係る目標地区を定めた地域農業経営基盤強化促進計画、いわゆる地域計画を令和7年3月31日に策定しました。このたびは、地域計画変更申出書の提出があったため、地域計画を変更するものでございます。 変更の目的と件数については、西条・龍王・東西条地区で農業振興地域農用地区域からの除外に向けた変更及び農地法5条による農地転用の申請に向けた変更が2件、三永地区で農地法5条による農地転用の申請に向けた変更が2件、竹仁地区で農業振興地域農用地区域からの除外に向けた変更が1件となっております。 地域計画に反映させた内容については、地域計画の変更（案）について記載のとおり、西条・龍王・東西条地区の経営体の面積は57.8haから57.4haに減少となっております。三永地区については、経営体の面積は150.2haから150.1haに減少しております。竹仁地区については、現状の集積率は19.2%から18.6%に減少し、経営体の面積は128.5haから128.2haに減少しております。 地域計画の今後の流れとしては、7月中には変更の公告を行う予定でございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。
議 長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。
高 木 委 員	22番高木です。 今の資料の一番最後のページをお願いしたいのですが、竹仁地区の一番左端に色が塗ってありますが、今は荒地地になっていますけど、これは農地に戻りますか。
高 田 主 事	この地域計画において、色づけがされているところで農地が荒地地になっているところが確かにあると思います。その農地が再生されるかどうかについては、今後、地域計画を地域の農業者方々で話し合っていて、どのように運用するかというところは今後話し合うべきところだと思いますので、今ここが再生できるかどうかというのは即答しかねますが、地域課題として話し合うべきところだと思います。
高 木 委 員	この地番が2筆ありますが、既に残土の処分場として埋まっていますね。もう埋立ては終わっています。しかし、採草地ということで多分一時転用で出されたと思うのですが、いまだに再生されていないということについて、農業委員会としてどう対処されるのかお伺いをいたします。 急に言ったのですがすぐに答えがでないと思いますが、この経緯についてかなり古いといえますか、10年ぐらいになると思いますが、多分一時転用、その書類も出ていませんので、はっきりしたことは言えませんが、国費、県費を入れて採草地として造成された土地であります。それが一時転用で残土を埋めて農地に復旧するという事で多分契約されているのではないかと思いますので、今すぐに答えは無理だと思っておりますので、これについて次回の委員会までに経緯を調べて、もし私が言っているほうが正しかったら農地

高木委員	の復旧命令を出していただきたいと思います。
松下局長補佐	確認して報告させていただきます。
議長	ありがとうございました。 ほかにご意見はございませんか。
	< なし >
議長	ないようですので、質疑を終わります。 これより採決に入ります。 議案第29号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第29号は、異議のない旨、東広島市長へ回答することに決定いたします。 次に、議案第30号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」を上程いたします。 この案件も、東広島市長から意見を求められているため、農林水産課から説明を求めます。
高田主事	それでは、議案第30号「利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書に係る意見聴取について」ご説明いたします。 本案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定において、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により、農地中間管理機構が利用権等設定申出書兼農用地利用集積等促進計画書を策定するものであり、同法律第18条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものでございます。 なお、本案件は承認ではなくご意見をお伺いするものであり、いただいたご意見については農地中間管理機構へ回答し、広島県知事へ認可申請する添付資料となります。 それでは、議案内容の説明をさせていただきます。 今回につきましては、貸手と借手合わせて20件の申出となっており、57,735.21㎡に対して利用権を設定するものでございます。 議案に関する説明は以上でございます。よろしくお願いたします。
議長	ただいま農林水産課から説明がありました。 これより質疑に入ります。 ご質問、意見等がございましたらご発言をお願いします。
	< なし >
議長	ないようですので、それでは採決に入ります。 議案第30号について、異議のない旨、東広島市長へ回答することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第30号は、異議のない旨、東広島市長に回答することに決定いたします。 農林水産課の方はありがとうございました。退席をお願いします。
	< 高田主事、退室 >
議長	続いて、議案第31号「農地利用最適化推進委員（黒瀬第3地区）の委嘱について」を上程いたします。 この案件につきましては、先般選考委員会を開催され、選考について審議がされたところでございますので、選考委員会委員長の台川委員から説明をお願いします。
台川委員	失礼いたします。 農地利用最適化推進委員選考委員会委員長の台川でございます。 これより着席の上、説明させていただきます。 それでは、ご説明いたします。 欠員となっておりました黒瀬第3地区の農地利用最適化推進委員の候補者の選定につきましては、東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続に関する要綱に基づき、選考

台川委員	<p>委員会を設置し、第1回選考委員会を4月28日に、第2回選考委員会を5月30日に開催したところでございます。</p> <p>委員会では、慎重に選考審査を行い、審査の結果、議案第31号、15ページにありますように、三戸森充さんを候補者として決定したところでございます。</p> <p>応募状況や審査の経緯につきましては、事務局から説明いたしますが、私からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
定井局長補佐	<p>それでは、応募状況及び審査の経緯等について事務局から説明をいたします。</p> <p>黒瀬第3地区の農地利用最適化推進委員の欠員補充につきましては、4月28日から5月27日までの1か月間募集を行いまして、その結果、1名の応募がございました。その応募状況等につきましては、市のホームページにて中間公表及び最終公表という形で掲載をしたところでございます。</p> <p>推進委員の候補者の選定については、東広島市農地利用最適化推進委員の選考手続等に関する要綱に基づき、第1回選考委員会を4月28日に開催し、委員長の互選、選考方法についてご協議をいただいた後、その後のスケジュールについてもご確認をいただいたところでございます。</p> <p>また、第2回選考委員会を5月30日に開催し、最終的な候補者の選考及び決定について、書類審査等によりご審議をいただき、その結果、三戸森充様を黒瀬第3地区の農地利用最適化推進委員の候補者にご決定をいただいたところでございます。</p> <p>本案は、農業委員会等に関する法律第17条の規定に基づき、農業委員会としての決定を求めるもので、本日ご決定をいただきましたら7月1日から農地利用最適化推進委員として正式に委嘱することとなります。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま台川委員と事務局から説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問等がございましたらお願いをします。</p> <p>ございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
議長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第31号について、原案のとおり委嘱することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第31号は、議案のとおり委嘱することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第32号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案第32号「農地法関係事務処理要領の一部改正について」でございます。</p> <p>別紙の2、別冊1、別冊2をお願いいたします。</p> <p>それでは、説明をさせていただきます。</p> <p>本委員会において策定しております農地法関係事務処理要領につきまして、令和7年5月20日付で広島県から農地法関係事務処理ガイドラインの一部改正について通知があり、こちらの通知内容に基づき、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。</p> <p>別冊1が事務処理要領の第1部、本文、別冊2が事務処理要領の第2部、審査基準でございます。左側が改正後、右側が現行、一番右の列が改正の理由等となっております。また、赤字は法改正、取扱いの変更があるもの、説明の追加、表現、構成の見直し、番号ずれ等でございます。</p> <p>主な改正内容につきまして、別紙1により説明をさせていただきます。</p> <p>改正概要の表につきましては、左の列から2列、区分及び改正項目が改正項目、3列目、主要内容が内容、4列目が別冊1、2、新旧対照表の主な該当ページとなっております。</p> <p>それでは、区分の本文の1から説明をさせていただきます。</p> <p>本文1の経過措置の終了につきましては、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する</p>

<p>松下局長補佐</p>	<p>法律による経過措置が令和6年度末で終了したため、改正に関係する部分を削除したものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、13ページ、現行の上段の米印の赤字部分を削除したものでございます。</p> <p>続きまして、本文2の3条許可の許可基準については、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴い、農地法第3条第1項の許可基準について、農作業に従事する者の配置状況と農地法その他農業に関する法令の遵守について勘案することを追加したものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、14ページの改正後の下段の(2)審査の赤字部分でございます。</p> <p>本文3の表現、説明の見直しは、内容の実質的な変更ではございませんが、施行規則改正による条項ずれ、記載内容の移動をしたものでございます。別冊1の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、23ページ、改正後の中段のウの赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、区分の審査基準でございます。</p> <p>審査基準1の農地所有適格法人の判断基準については、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴い、農地所有適格法人の判断基準について明確化したものでございます。別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、5ページ、改正後の中段の赤字部分でございます。</p> <p>続きまして、審査基準2の3条許可の判断基準については、農地法関係事務に係る処理基準の一部改正に伴い、判断基準を追加したものでございます。別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、8ページの改正後の下段⑦の赤字部分でございます。</p> <p>審査基準3の表現、説明の見直しは、内容の実質的な変更ではないが、施行規則改正による条項ずれ、記載内容の移動をしたものでございます。別冊2の新旧対照表の主な該当ページにつきましては、35ページで現行の中段の赤字部分でございます。</p> <p>なお、改正後の農地法関係事務処理要領につきましては、本日机の上に置かせていただいておりますので、ご参照くださいますようお願いいたします。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局より説明がありました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。</p>
<p>高 木 委 員</p>	<p>22番高木です。本文1、別冊1、23ページ、営農型太陽光発電の履行について書いてありますが、内容としては全然分からないので、現行と内容がどう変わるかということがもし分かれば教えていただきたいです。</p>
<p>小 田 主 査</p>	<p>こちらの営農型太陽光発電の変更点について申しますと、地域計画がこの4月から履行されておりますので、その関係で営農型太陽光発電を行う場合にはその地域計画に係る協議の場を設けなければならないということになりまして、申請をする前に地域で話をしていただいて申請をしていただくという作業が入ってきたという変更になります。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、ほかにはございませんか。</p>
	<p>< なし ></p>
<p>議 長</p>	<p>ないようですので、議案第32号について、原案のとおり改正することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第32号は、原案のとおり改正することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>豊 田 主 査</p>	<p>総会議案の17ページをご覧ください。</p> <p>議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」をご説明いたします。</p> <p>今月は17件の申請がありました。申請地の田、畑別の筆数、面積の内訳につきましては、21ページに記載のとおりでございます。</p>

豊田主査	<p>それでは、申請番号115-1でございます。</p> <p>新規就農のため、使用貸借権を設定するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。妻の実家近くの申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基に水稻を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、116-2でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、117-3でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、118-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。自宅隣の申請地で譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、過去の耕作経験を基にジャガイモやミカンを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、119-5でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、120-6でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、121-7でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には4人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、122-8でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の会社員の方でございます。申請地隣に居宅を構える予定であり、申請地の譲渡の話があったため、このたびの申請に至ったものでございます。渡人などから指導を受けながら、トマトなどの季節野菜や柿などの果樹を作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、123-9でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、124-10でございます。</p> <p>経営地近くで耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、125-11でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、126-12でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、127-13でございます。</p> <p>自宅隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受入本人が耕作し、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、128-14でございます。</p> <p>経営規模拡大のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>続きまして、129-15でございます。</p> <p>贈与のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p>
------	--

豊田 主査	<p>続きまして、130-16でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものでございます。受人は●歳の方でございます。農地を探していたところ譲渡の話があり、このたびの申請に至ったものでございます。申請地では、近隣の農家から指導を受けながらサツマイモを作付する計画となっております。</p> <p>続きまして、131-17でございます。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものでございます。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されております。</p> <p>以上、17件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないと判断しております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明等があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>補足説明はないようですので、本案は本日配付しております資料1の議案第33号関係の欄にありますように、在間輝昭委員が関係者となっております、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に該当します。先に関係者分を審議することといたしますので、在間委員におかれましては、審議の間、退室をお願いします。</p>
	< 在間輝昭委員、退室 >
議 長	<p>それでは、議案第33号の事案のうち、関係者分についてご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより採決に入ります。</p> <p>議案第33号の事案のうち、関係者分について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第33号の事案のうち、関係者分については、許可することに決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員の方はお入りください。</p>
	< 在間輝昭委員 入室 >
議 長	<p>続きまして、議案第33号の事案のうち、先ほど許可した事案以外について、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。</p>
住井 委員	<p>24番住井です。</p> <p>ちょっと聞いてみますけど、新規就農で今までずっと出ているが、こんなに就農している人はいるのか、実際に、少しは農業委員会で確かめているのか。少しの面積でも新規就農でみんな出ているが、どう思うのか。新規就農と言っておられるが、おかしいと思わないか。家庭菜園じゃないのか。疑問に思う。おかしいと思います。どちらかと言ったら、面積が小さいものは家庭菜園ではないか。1反ぐらいあるのだったら、それは新規就農だと思うけれども。</p>
議 長	<p>休憩します。</p>
	< 休憩 >
	< 再開 >
議 長	再開いたします。
橋川 委員	<p>122-8ですが、この件の担当委員になりますが、この方、海外の人で、以前から日本国籍を取っておられて、●●にある●●に4年ぐらい勤務されていまして、確かに新規就農にはなっているのですが、家屋も一緒に、空き家になっているところ、現在これも一緒に購入をされるような手続になっています。この家屋を、一軒家を探しておられて、古民家みたいな形ですよね。それについてくるといったらあれですけど、畑と田んぼ、田んぼといってもほとんど耕作されてないので草を刈られている程度だったので、そういったように、確かに住井委員が言われるように新規就農というのはちょっと違っ</p>

橋川委員	<p>て、本当に家庭菜園程度の面積とか、今から耕作をしようという話はちょっと聞いてはいるのですが、実際のところ、本人にもちょっと会えてないので、売られる方とは会って話はして、そういうふうにいるという話はしているんですけど、確かにおっしゃられるとおりに新規就農といったら大がかりにやったりとか、要は農業を本格的にやりたいとかというのを新規就農になったり、家庭菜園も新規就農になったり、ちょっと確かに言葉もニュアンスによって、知らない人といったらあれですが、勘違いされる部分もあるので、何かちょっと付け加えをしたら良いのではないかと私も思っていたのでお伝えしておきます。</p> <p>以上です。</p>
豊田主査	<p>先ほど住井委員からお話がありましたように新規就農という表現がどうかというところで、これは農地を持っておられない方、借りたことがない方に、いわゆる農地の経営面積がゼロから新たに所有するなり借りる方につきましては一律で新規就農という表現をさせていただいておりますが、今の話をいただきましたので、表現につきまして改めて検討させていただければと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、どうぞ。</p>
高尾委員	<p>15番高尾です。</p> <p>先程の122-8の方はどこの国の人ですか。</p>
豊田主査	<p>受人の方は●●の国籍です。</p>
高尾委員	<p>国籍は●●。</p>
豊田主査	<p>はい、●●です。</p>
橋川委員	<p>今は日本国籍を取得して、●●にお住まいですけど、今まで4年ぐらい住んでおられて、●●にずっと勤務していると伺っております。</p>
豊田主査	<p>発言ありがとうございます。私から改めて、申し上げますと、在留カードを確認させていただきまして在留資格が永住者という資格を確認したので、日本で農業のできる資格の一つということで確認を取っております。</p>
議長	<p>ほかに質問者はないようですので、採決をします。</p> <p>議案第33号の事案の内、関係者分以外について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>< 全員挙手 ></p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第33号については、許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第34号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
松下局長補佐	<p>議案の22ページをお願いいたします。</p> <p>議案第34号農地法第4条の規定による許可申請でございます。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>今月は1件の申請がございました。</p> <p>申請番号9-1でございます。</p> <p>●●における墓地への転用事案でございます。申請地は、●●の北西約950mに位置する第1種農地で、申請人は近隣にお住まいの方でございます。申請人は、所有する墓地が山の中にあり、墓参りが困難なため、当該農地を墓地にするため、転用許可申請をされたものでございます。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当するものでございます。なお、農振農用地については除外見込みとなっており、墓地の許可申請については担当部局に提出済みでございます。</p> <p>以上につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。なお、この申請につきましては、広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取</p>

松下局長補佐	<p>することとされておりますので、意見聴取し、異議がなければ許可をするものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当の委員さんから必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたら発言をお願いします。</p>
	< なし >
議 長	<p>ないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第34号について、本案は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象になっておりますので、許可意見を付して意見聴取し、その回答が許可されることに異議ありませんとのことであれば許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議 長	<p>全員賛成ですので、議案第34号は、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取の上、その回答が許可されることに異議ありませんということであれば許可することに決定をいたします。</p> <p>次に、議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>お願いします。</p>
小 田 主 査	<p>まず、5月総会において継続審議となった申請番号63-11から65-13についてただいま内容の確認を行っているため、保留とさせていただきます。</p> <p>それでは、総会議案の24ページをご覧ください。</p> <p>議案第35号について説明いたします。</p> <p>今月は16件の申請がございました。申請地の田、畑等別の筆数、面積の内訳については、総会議案の29ページをご覧ください。</p> <p>それでは、72-1について説明いたします。</p> <p>駐車場での転用事案です。受人は、●●に本店を置き、食料品の加工、製造及び販売等を営む会社です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。このたび、従業員の駐車場を確保するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、73-2について説明いたします。</p> <p>資材置場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、自動車、農機具の販売及び整備等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、修理予定機械等の資材置場とするため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、74-3について説明いたします。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、学習塾の運営等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。このたび、フリースクールを開校するため、送迎用の駐車場として一部転用しようとするものです。</p> <p>続いて、75-4について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、鉄鋼材の溶接加工及び産業廃棄物リサイクル業等を営む会社です。申請地は、●●の北東に位置する第1種農地です。このたび、再生砂、再生砕石の資材置場とするため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第2号ニ隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で申請に係る農地等を供することが必要と認められる場合として、第1種農地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、76-5から79-8は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>給油所及びコンビニエンスストアへの転用事案です。受人は、●●に本店を置き、石</p>

小田 主査	<p>油等の精製、加工、販売及び輸送等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、ガソリンスタンド及びコンビニエンスストアとするため、転用しようとするものです。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。また、76-5から78-7については、農振農用地からは令和5年3月17日付で除外済みとなっております。</p> <p>続いて、80-9について説明いたします。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●において借家にお住まいの方です。申請地は、●●の西に位置する第1種農地です。このたび、住宅を新築するため、転用しようとするものです。本件は、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものとして第1種農地の不許可の例外に該当します。なお、開発許可申請については、担当部局に提出済みです。また、農振農用地からは除外見込みとなっております。</p> <p>続いて、81-10から84-13は事業者が同一であり、関連しますので、一括して説明いたします。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。81-10は、●●の北西に位置する第2種農地です。82-11、83-12は、●●の南西に位置する第2種農地です。84-13は、●●の東に位置する第2種農地です。受人は、●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、転用しようとするものです。</p> <p>続いて、85-14について説明いたします。</p> <p>仮設事務所及び資材置場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木一式工事の設計及び請負等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する農振農用地です。このたび、公共工事に伴う現場事務所及びヒューム管等の資材置場とするため、令和8年3月31日まで一時転用しようとするものです。本件は、農地法施行令第11条第1項第1号仮設工作物の設置その他の一時的な利用のために行うものであって、当該目的を達成する上で当該農地等を供することが必要であると認められ、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものとして、農振農用地の不許可の例外に該当します。</p> <p>続いて、86-15について説明いたします。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案です。受人は、●●に本店を置き、土木一式工事の設計及び請負等を営む会社です。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。このたび、公共工事に伴う駐車場及びヒューム管等の資材置場とするため、令和8年3月31日まで一時転用しようとするものです。</p> <p>続いて、86-16について説明いたします。</p> <p>建て売り住宅及び駐車場への転用事案です。受人は、●●に本店を置き、宅地建物取引業及び住宅の販売等を営む会社です。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。このたび、建て売り住宅34戸を建築し、販売するため、転用しようとするものです。なお、建築許可申請については、担当部局に提出済みです。</p> <p>以上、説明いたしました16件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。なお、転用する農地の面積が30aを超える案件や第1種農地の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構に意見を聴取することとされており、今月は本日配付した一覧表のうち、75-4、80-9、85-14、87-16を意見聴取いたします。</p> <p>以上、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>
議 長	<p>補足説明がないようですので、これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。</p> <p>どうぞ。</p>
村上 委員	<p>11番の村上でございます。</p>

村上委員	太陽光施設についてお願いがあるのですが、この農業委員会も昨年、ガイドラインを作りました。そして、今回は市のほうでの都市計画だろうと思うのですが、ここが条例をつくって、この6月議会で承認をされたことを中国新聞で見ました。条例ですからそんなに外には出せないと思いますが、できましたらその条例を出せることで結構ですから、外部に、みんなに配ってもらうことはできませんでしょうか。ご検討よろしく願います。
木村局長	先ほどご質問での条例についてですが、これはもう市民の方、幅広く知っていただくもので、ホームページやそういったものにも載せるものですので、こちらにつきましては紙に印刷したものをまた総会の際に配らせていただきたいと思いますので、よろしく願います。
議長	よろしいですか。
村上委員	はい。
議長	ほかにはないようですので、採決に入ります。 議案第35号のうち、本日お配りした広島県農業委員会ネットワーク機構意見聴取一覧表に記載のとおり、意見聴取の対象案件につきましては、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議長	全員賛成ですので、議案第35号のうち、意見聴取の対象案件については、許可意見を付して広島県農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可されることに異議ありませんとの回答であれば許可することに、また意見聴取の対象外については、本総会で許可することに決定をいたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。
松下局長補佐	資料の報告事項をお願いいたします。 報告第22号から報告第27号までは、東広島市農業委員会事務局規程第6条の規定に基づき、事務局において専決処分をいたしましたので、その概要を報告させていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第22号農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第4条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第23号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処分についてでございます。 4ページをお願いいたします。 市街化区域内における農地法第5条による農地転用届は、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 5ページをお願いいたします。 報告第24号法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答についてでございます。 6ページをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会は、今月分は18件の照会がございました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 13ページをお願いいたします。 報告第25号農地転用届出の受理についてでございます。 14ページをお願いいたします。 農業用施設への転用届は、今月分は1件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。

松下局長補佐	<p>15ページをお願いいたします。 報告第26号農地改良届出の受理についてでございます。 16ページをお願いいたします。 農地改良届は、今月分は3件の届出を受理いたしました。その内容につきましては、ご覧のとおりでございます。 私からは以上でございます。</p>
定井局長補佐	<p>私からは、報告第27号についてご報告申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規程に基づき、専決処分をしたものでございます。 報告事項の18ページからになります。 これは、農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認し、非農地として判断をしたものでございます。 西条町西条、寺家、下見の農地につきまして、報告の22ページの下にありますように、田28筆、11,951㎡、畑40筆、12,261㎡、合計68筆、24,212㎡を非農地として判断をするものでございます。これらの農地につきましては、所有者への通知及び関係機関への情報提供を行っておりまして、担当の農業委員さんからも同意をいただいております。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 次に、私から会長の活動状況報告をさせていただきます。 資料3の1ページをご覧ください。 本年1月から6月までの活動状況を一覧にしております。 次に、5月28日と29日に東京で開催されました全国農業委員会会長大会に出席いたしましたので、ご報告いたします。 2ページをご覧ください。 概要でございますが、農業者、農業団体を含めて多くの国民全体が現場の視点で求める真の農業の構造転換を実現するための提案、議決をしたものでございます。その主な内容は、地域計画の実行に向けた支援や時代に適応した農地制度の見直しなど要請を行ったもので、具体的には持続的な発展に向けた農業所得向上のほか、担い手不足への支援、基盤整備事業の推進と要件緩和などを求めています。そして、広島県の農業委員会組織の一員として両議院の県選出国會議員に対しまして要請を行ったものです。 本年、上半期の活動状況については以上でございます。よろしく申し上げます。 その他、何かございますか。 どうぞ。</p>
合原主査	<p>私からは、農地パトロールの説明会開催について連絡させていただきます。 委員の皆様には、来月の7月7日付の書面にてご案内する予定ですが、この場をお借りしてお伝えさせていただきます。 開催日時は7月25日金曜日で、場所は西条町助実にあります東広島市消防局庁舎2階講堂です。時間は午前10時からと午後1時30分からで、担当地区に分けて2回行います。午前10時から、西条町、八本松町、志和町、高屋町の担当委員を対象に、そして午後1時30からは、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町の担当委員を対象に行うこととして進めております。当日、お車でお越しの場合、駐車場は消防局の駐車場をご利用ください。また、説明会の際に公務災害補償制度加入に係る保険料の更新分として1,000円を集めますので、そのお金と、そして現地確認用の図面をお渡ししますので、持ち帰り用の手さげ袋を持参してください。改めまして、この開催に係る案内文が届きましたら、ご確認ください。 最後に、農地パトロールの実施に当たりまして、委員の方が調査で農地の中に立ち入ることもありますとの旨を7月広報に掲載して周知を図っております。 そして、追加の連絡としまして、先日委員の方から農業委員会の帽子がないと、配付されていないと連絡を受けました。過去のことを十分に調べておりませんが、私がついて</p>

合原主査	<p>いる限りでは、令和5年6月に改選を行いましてそのときに新任の委員には、申し訳ないですが、お渡ししておりません。そうした中で今在庫を調べたところ、15個ありましたので、もし在庫のものでよろしければ、ご希望があれば私に申し出ていただければ、それを配付させていただきたいと考えております。</p> <p>連絡は以上でございます。</p>
議長	他にありませんか。
高木委員	その他。
議長	その他。
高木委員	いいですか。
議長	どうぞ。
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>その他で今農地パトロールの話が出ましたが、本当にやるんですね。今日の朝もすごく暑いです。熱中症アラートが出たら、外であまり何もするなど、特に高齢者と書いてありますが、本当に大丈夫ですね。責任は会長が取られるのですね。</p>
定井局長補佐	<p>農地パトロールにつきましては、先ほど説明がありましたように7月25日に説明会の開催を予定しております。例年説明会終了後、8月、9月にかけてパトロールをお願いし、9月の終わりぐらいにご提出をお願いしているところでございますけれども、先ほどお話がありましたように昨今の気温上昇、熱中症の危険性リスクもありますことから、今年度につきましては農地パトロールの期間を1か月間ほど延長したいと考えております。説明会終了後、8月、9月、それから10月のいっぱいまでパトロールをお願いして、できれば朝夕の気温のあまり上がっていない時間帯、それから1日のうちで1時間以上継続しての活動は控えていただく、また1日のうちで合わせて4時間以上を超えない範囲でパトロールをお願いさせていただきたいということを今度の説明会でも併せてお願いさせていただければと思います。そうしますと活動できる時間帯がどうしても限られてくると思いますので、そういった意味も含めまして10月末までとさせていただきますので、ご了承いただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
高木委員	<p>22番高木です。</p> <p>事故がないことを祈っております。</p> <p>先ほど5条の申請についてのときに事務局の説明がありました。前回の委員会で提出されました議案第27号の中で一時転用の件がありました。今回出ているものでいろいろ調べてまいりましたが、その中で何点か疑問点がありましたので、ここで5つほどお尋ねしたいと思います。</p> <p>まず一つは、東広島市は、一時転用の申請に伴って農地復元に関する書類の提出を求めておられません。広島市では、農地復元計画書の提出を義務づけております。また、全国的には復元計画書に伴っての資金計画、それから土地所有者、農地所有者と施工者、両方からの誓約書、農地復元の誓約書を求めておりますが、これらを東広島市農業委員会としても義務づけるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>それから2点目ですが、令和7年5月総会提出議案第27号のうち65-13については、計画平面図では全面積がいわゆるのり面の中に入ります。ということは、一時転用の大原則である農地に復元するということは不可能であると私は判断いたしました。事務局としてこれが復元できると判断された理由をお尋ねいたします。</p> <p>それから、農地改良のための一時転用は認められておりますが、広島県農業開発公社が施工者であったと思いますが、数十億円をかけて造成した農地のこれを改良する必要がなぜあるのかお尋ねしたいと思います。今日たまたま広島県土地改良連合会の事務局長等がお見えになりましたが、あなた達がいい加減な設計したからこういうことになったのかと聞いたら、いや、きちっとした設計をしておりましたということでありました。よって、なんで復元がいるのかお聞かせをいただきたいと思っております。</p> <p>それから、埋立て終了後に農地の面積が現在の面積の3分の1程度になっているのですが、なると思いますが、これを改良というのはどう考えてもおかしいのではないかな</p>

高木委員	<p>と考えます。例えば1反まちを3杯集めて3反まちにしたというなら改良でしょうが、10haあるやつを3.5haにするのが改良というのはどうしても私には理解できないのですが、お聞かせをいただきたいと思います。</p> <p>それから4つ目ですが、農地に復元する土砂を搬入して、その後農地に戻すということになれば、表土を一時保管して造成、盛土が終わった後で上に表土として戻さないと農地には戻らないというふうに思いますが、前回のときにはその説明も、図面等もございませんでしたが、そういう計画があるのかどうかお尋ねをいたします。</p> <p>それから、もし、それをやるという計画でなかったら、地盤面と盛土との間に表土の非常に軟弱地盤が挟まる。これはそこが通水路になる、いわゆる地下水が流れるところになって滑り面というそうですが、そこが滑って上に積んだ土砂が滑り落ちる災害リスクが非常に高くなるのではないかというふうに思いますが、私の杞憂なのでしょうか。お尋ねをいたします。</p> <p>この5点を事前に質問書としてお送りさせていただいていますので、ぜひご回答いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします</p>
小田主査	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>まず、1点目の復元資金計画書、誓約書等についてなんですけれども、現在の事務処理要領に定めはございませんので、今は提出を求めているのではありませんけれども、ご指摘のとおり、農地の復元の確実性を担保するためには必要であると認められますので、提出を求めるようにしたいと思っております。</p> <p>2点目の復元できると判断した理由ですけれども、今回の申請につきましては農地改良がおおむね1年以上に渡るため、一時転用として取り扱っているものでございます。農地を均平化することで作物の生産性が向上すると判断いたしました。</p> <p>3点目の埋立て終了後に利用できる面積が3分の1になるというところですが、こちらの県の農業開発公社の造成した造成年月日というのが昭和60年から昭和63年度にかけて行われておりまして、30年以上経過しております。事務処理要領の中でも特定土地改良工事等が完了した年度から起算して8年以上経過したものは甲種農地ではなくて1種農地として取り扱うこととなっております。こちらについても、農地を均平化することで作物の生産性が向上すると判断いたしました。</p> <p>4点目の復元するための土を別の場所に一時保管する必要があるのではないかとありますが、こちらは農地改良として受付しておりましたので、そのような事実はございません。</p> <p>5点目の災害のリスクが大きくなるのではないかとありますが、そちらについては他法令の担当部局での確認となりますので、こちらのほうでは特に確認はしておりません。</p> <p>以上です。</p>
高木委員	<p>この前回の申請の図面、それからもう一回、もう一つ前のときに出てきた図面、これは私たちが初めて農業委員にならせていただいて第1回目の委員会で提出された図面ですが、その図面にそのときには気がつかなかったのですが、農地名が書いてあるんですね。平面図の計画は上竹仁残土処分場と書いてあるんですね。農地の一時転用終了後の平面図とは書いてないのです。だから、この業者の方は非常に正直な方だろうと思うんです。先ほど言いましたように土地改良連合会のお偉い方も50m積み上げる、40m積み上げるというのはダムですよというふうにおっしゃいました。いろんな基準を探したのですが、基準が定められておりますが、特に盛土規制法、今回のやつは盛土規制法がきちっとかかってくるということであります。それらを考えますと、業者の方も親切で正直な方の方でありますから、無理な計画はされないほうがいいと思います。特に地権者の方、土地所有者の方の責務が盛土規制法の中で非常に厳しいものになっております。安全に担保されてなくて、もし災害が起きた場合は3年以下の懲役、1,000万円以下の罰金ということになっております。また、何年たっても土地所有者にはその安全管理義務がついてまいります。前回提出された盛土の分については、法面が約46.5mなんです。これにもし擁壁を設置しなさいという指示が出た場合、指示に従う以外は法律上ありません。土地所有者の方は逃げ道がない。このことを本当に所有者の方ではご存</p>

高木委員	じだろうかと思います。もう一度、うちから農業委員会として出されたものは原則許可するというのではなくて、地域に対して責任を持ってきちっと精査をして判断をするべきだと思いますし、我々農業委員も人の命も預かっていると、大げさに言えばそういうことだと、大げさじゃないですね、本当に非常に危ないと思います。皆さん方も今後きちっと調べていただいて、もしもう一度出てきたら適正な判断を、適切な判断をしていただきたいということを申し上げて終わります。
議長	ありがとうございました。
木村局長	私からですが前回の総会で柏尾委員からご質問をいただきました。農業委員として地域の農業者の方に対してどこまで関わればいいのかというご質問をいただいたのですが、当然農業委員さんの役割としては農業委員会法に定められたものがありますので、これとは別に普段の活動の中でどのように関わっていくかということなのですが、いろいろ内部で検討したのですが、そこで線引きを明確にするということが非常に難しいというのが正直なところでもあります。もし普段の活動の中で、これは言ってもいいのか、やめようかというような疑問がございましたら、まずは事務局に遠慮なくご連絡いただければと思います。すみません、具体的に決まっていない段階でのことですが、今後よろしくお願いたします。
議長	どうぞ。
柏尾委員	9番柏尾です。 ただいまのご説明では非常に分かりにくいと思います。農地法に関する資格要件ですとか全体に耕作に影響を及ぼすことがないということについて、パトロールをして現地の確認をしてくるよという指示があるわけですが、確かに現場を見てこれは別に問題ないよなどは思えるものが多分大半だと思うんです。私は今回質問したのは、それだけでいいのかなど。そこにお住まいになって生活をされている住民の方が、例えば家の、自分のお住まいの横に新しい耕作物ができてそこで作業をされるという行為が、前から住んでいる人たちの生活に悪影響は及ぼさないのかと。農地法3条、4条、5条の関係で別に問題はないということだけで、これいいですよということを事務局のほうに私は報告をしたのでは不十分だというふうに思ったので、質問をしたんですね。朝何時から新たにそこで耕作物ができて、加工場ができたときに何時から操業して何時まで仕事をされて、騒音は出ないのか、悪臭は出ないのか、そこに出入りする人たちがたくさんいるのか、いないのか、今は何台ぐらい入ってくるのか、車のエンジンの音の騒音はないのかとかいろんなことが想定をされるわけです。そういうことも含めて、農業委員としてこれは許可すべき案件なのか、あるいは条件をつけてこういう条件であれば許可をしますよ、見た人でないと分からないと思うんですね。ついては、そこは何らかのやはり行動規範というか、何らかのものがないと、確かに確認をしてきて、その都度事務局にこういうことでしたよということ報告をして、その上でまた最終的な判断をすればいいということなのかも分かりませんが、どうもそれだけでは何のために見に行ったのかなという農業委員としての自分の見解はどうなのかということの中から、やはりこれは良いのか悪いのかという判断も必要なんじゃないかなと思うんですね。その辺をもう少し明確にクリアにさせていただけないかと思います。
議長	暫時休憩いたします。
	< 休憩 >
	< 再開 >
議長	再開をいたします。
木村局長	先ほどの回答で非常に分かりにくいというか、答えになってないということでご意見いただいたのですが、やはり今ここでなかなかご質問をいただいた内容を明確にするというのが、難しいところがございます。また、今後事務を進めていく中で、皆様方とそういった意見を交わしながら意識の統一を図り、そういったことで進めていけたらなと思いますので、よろしくお願いたします。
議長	ほかはありませんか。
	< なし >

議 長	ないようですので、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。 それでは、木原会長職務代理人から次回の総会について報告をお願いします。
木原職務代理人	次回7月総会は、7月29日10時から市役所本館3階303会議室で予定しておりますので、ご出席をお願いします

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 11番 村 上 義 則 委員 12番 木 原 省 吾 委員